

林業種苗供給力強化事業実施要領

制定 令和 2 年 3 月 31 日森第 1813 号

最終改正 令和 4 年 4 月 1 日森第 14 号

林業種苗供給力強化事業の実施については、「林業種苗供給力強化事業費補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 31 日付け森第 1800 号）」（以下「交付要綱」という。）のほか、この要領によるものとする。

第 1 事業の趣旨

伐採から再生林を連続して行う一貫作業による再生林面積が増加するのに伴い、苗木需要量も増加することが見込まれる。特に一貫作業で用いられるコンテナ苗需要の増加に対し、県内苗木供給力を強化するため苗木生産者等に対し、生産施設整備等を支援する。

第 2 採択基準

- 1 得苗率（生産本数／播種・移植本数）70%以上を目指すことで生産量を増大し、県内供給力強化に寄与する苗木生産者又は苗木生産協同組合であること。
- 2 事業主体に支援する補助金額は概ね 500 千円以上とする。
- 3 事業は原則として競争入札に付すものとする。なお、競争入札により難しい場合は、その理由を明らかにし、随意契約によることができる。

第 3 事業計画等

1 事業計画書の作成

事業主体は、林業種苗供給力強化事業実施計画書（様式 1）（以下「事業計画書」という。）を農林水産部長（以下「部長」という。）に提出しなければならない。

2 事業計画書の変更

事業主体は、既に提出した事業計画書が交付要綱別表 1 の重要な変更該当する場合は、林業種苗供給力強化事業変更実施計画書を作成し、部長に提出するものとする。

第 4 割当内示

部長は、事業主体に対して補助金の割当内示（様式 2）を行うものとする。

第 5 補助対象経費

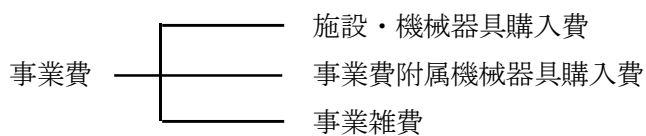
1 苗木生産基盤施設整備

コンテナ苗の生産に必要な施設等整備費とし、その経費の構成は（ア）のとおりとす

る。

なお、導入する施設・機械器具（以下「施設等」とする。）については、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 導入する施設等は、新設若しくは新築によるもの又は新品のものとする。
 - (2) 補助対象とする施設等は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
 - (3) 施設等のうち、苗木生産活動の範囲以外にも供用できるものは原則として補助対象としない。
- (ア) 施設等整備費



事業雑費は、当該施設、機械器具及び附属機械器具の運送料及び定置式機械の据付料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

2 苗木生産資材

コンテナ苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費とする。

第6 補助金の算出

補助対象施設は別表1のとおりとし、各区分の算出方法は以下のとおりである。なお、千円未満は切り捨てること。

1 苗木生産基盤施設整備

第5第1項の経費に交付要綱別表1の①の補助率をかけて算出すること。

2 苗木生産資材

第5第2項の経費に交付要綱別表1の②の補助率をかけて算出すること。

第7 交付決定

知事は交付要綱第3第1項の規定に基づく補助金交付申請があり、相当と認めたときは交付決定（様式3）を当該事業主体に通知する。

第8 交付決定の変更

知事は交付要綱第4の規定に基づく変更承認申請があり、相当と認めたときは交付決定の変更（様式4）を当該事業主体に通知する。

第9 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として第7の規定に基づく交付決定を受けてから行うものとする

が、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業主体は交付決定前着手届（様式5）を知事に提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定

交付要綱第7の規定により事業主体から実績報告書が隠岐支庁長、各農林水産振興センター所長又は各農林水産振興センター地域事務所長（以下「所長等」という。）に提出された場合においては規則第11条の規定に基づき、書類の審査及び必要に応じて現地検査を実施し、適当と認めた場合は実績報告書に検査調書を添付し部長に送付する。

知事は、実績報告書の内容が適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定（様式6）し、当該補助事業者に通知する。

第12 書類の提出

この要領に基づき補助事業者が提出する書類等の提出先は、所管の所長等を経由して森林整備課に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

事業区分	補助対象施設
①苗木生産基盤施設整備	散水装置 散水タンク 育苗施設 収納台 培土攪拌機 培土圧入機 苗抜取機 抜取機移動台車 その他（要具体名）
②苗木生産資材	コンテナ容器 肥料 培土 その他（要具体名）

様式1

番
令和 年 月 日 号

島根県農林水産部長 様

事業主体住所
代表者氏名等

令和 年度林業種苗供給力強化事業(変更)実施計画書

林業種苗供給力強化事業実施要領第3の規定に基づき、別添のとおり提出します。

様式1別紙

林業種苗供給力強化事業(変更)実施計画書

1 現状と目標

現状値			目標値		
年度	生産量 (千本)	得苗率 (%)	年度	生産量 (千本)	得苗率 (%)

2 苗木生産基盤施設整備の概要

施設名	事業量	事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
合計				

3 苗木生産資材準備の概要

資材名	事業量	事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
合計				

注意:要領第8による場合は、上段()に前回内示額を、下段に今回内示額を記載する。

様式2

番 号
令和 年 月 日

事業主体 様

島根県農林水産部長

令和 年度 林業種苗供給力強化事業補助金の(変更)割当内示について
このことについて、県補助金を下記のとおり(変更)割当内示します。
なお、補助金交付申請書(変更承認申請書)の提出期限は、令和 年
月 日とします。

記

1 苗木生産基盤施設整備

番号	整備内容	事業費(円)	補助金(円)
1			
2			
計			

2 苗木生産資材

番号	整備内容	事業費(円)	補助金(円)
1			
2			
計			

注意: 要領第8による場合は、上段()に前回内示額を、下段に今回内示額を記載する。

様式3
指令 第 号

事業主体名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度林業種苗供給力強化事業補助金については、下記のとおり交付を決定します。

令和 年 月 日

島根県知事

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

(1) 補助金交付の対象となる事業内容及び補助事業に要する経費の配分並びに配分された経費の額に対する補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった令和 年度林業種苗供給力強化事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。

(2) 事業主体は、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）、林業種苗供給力強化事業補助金交付要綱（令和2年3月〇日付け森第〇号。）、その他関係通達に従わなければならない。

(3) 事業主体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、管理者を定め、その実態を十分把握するように努め、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
管理者は管理の方法を定め、その維持管理に努めなければならない。

(5) 事業主体は、補助事業により設置した施設等を補助金交付の翌年度から起算して5年内に知事の承認を受けずに転用し、又は用途変更してはならない。

ただし、天災地変その他やむを得ない事由のため、あらかじめ知事の承認を受けることができなかった場合は、転用又は用途変更後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

知事の承認を受けて転用又は用途変更を行った場合は、施設の全部が転用もしくは用途変更又は補助目的が達成できないこととなった場合は全額を、施設の一部が転用もしくは用途変更又は補助目的が達成できないこととなった場合は一部を当該施設等の設置に要した補助金を県に返還しなければならない。

様式4
指令 第 号

事業主体名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度林業種苗供給力強化事業補助金の変更については、申請のとおりこれを承認したので、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定の記の一部を下記のとおり変更します。

令和 年 月 日

島根県知事

記

1 変更後の交付決定額 円

2 交付条件

(1) 変更の対象となった事業の内容は、当該変更申請書記載のとおりとし、その他については、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定書のとおりとする。

(2) 補助金交付の対象となる事業の内容及び補助事業に要する経費の配分並びにこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、変更申請書記載のとおりとする。

様式5

番
令和 年 月 日 号

島根県知事 様

事業主体住所
代表者氏名等

林業種苗供給力強化事業実施要領第9の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり着手したいので提出します。

記

- 1 事業内容
- 2 着手予定年月日
- 3 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって、実施した施設に損失等を生じた場合は、これらの損失は事業主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達していない場合においても異議を申し立てないこと。
- 3 着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。

様式6
指令 第 号

事業主体名

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった令和 年度林業種苗供給力強化事業補助金
については、査定の結果、下記のとおり確定額を通知します。

令和 年 月 日

島根県知事

記

確定額 金 円